

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新発田市長 二階堂 馨

市町村名 (市町村コード)	新発田市 (154206)
地域名 (地域内農業集落名)	五十公野地区④ (江口、上内竹、下内竹、丑首、天の原、山崎、古寺、上新保、下新保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月14日、11月14日 (第1回)(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

対象地区内における農地は、天の原集落では中心経営体が不在のため、ほぼ全ての農地が入作者に集約されている。山崎集落も同様で、一部の農地を除いては入作者に集約されている。一方、その他の集落では、集落内の中心経営体に集約されているが、いずれの中心経営体も70歳以上かつ後継者未定の者が多く、5～10年後の担い手確保が課題となっている。

【主な作物】水稻

## (2) 地域における農業の将来の在り方

## 【江口】

集落内の認定農業者1名と入作者4名(法人2社、個人2名)が担っている。集落内の耕作者については、後継者がおり、10年後も継続して耕作可能である。また、入作者については、10年後も現状を維持できるものと想定される。

## 【上内竹】

集落内の農業者1名が参加する農事組合法人と認定農業者2名及び入作者5名(法人2社、個人3名)が担っている。集落内農業者の内1名は後継者がおり、今後も耕作が可能である。後継者不確定の集落内の1名及び入作者の1名を除いては、10年後も現状を維持できるものと想定される。

## 【下内竹】

集落内の農業者3名が参加する農事組合法人と多様な担い手3名及び入作者2名(法人1社、個人1名)が担っている。集落内農業者2名と個人入作者1名は、いずれも後継者がいないことから、10年後は地元法人が耕作することが想定される。

## 【丑首】

集落内の農業者3名が参加する農事組合法人、認定農業者3名及び多様な担い手1名が担っている。集落内農業者3名は後継者がいないことから、10年後は新法人又は新たな入作者が耕作することが想定される。

## 【天の原】

農業者はすべて入作者(法人2社、個人3名)である。個人の入作者2名は後継者がいないことから、10年後は入作法人等が耕作することが想定される。

## 【山崎】

集落内の多様な担い手4名と入作者4名(法人2社、個人2名)が担っている。集落内農業者の2名と個人入作者1名は、後継者がいないことから、10年後は入作法人等が耕作することが想定される。

## 【古寺】

集落内の農業者3名(内、認定農業者2名)と入作者5名(法人3社、個人2名)が担っている。後継者がいない経営体が多いため、10年後は入作法人等が耕作することが想定される。

## 【上新保】

集落内の3名が参加する農事組合法人、認定農業者2名、多様な担い手2名及び入作者2名(法人1社、個人1名)が担っている。認定農業者2名は現時点で後継者がおらず、10年後は地元法人、入作法人が耕作することが想定される。

## 【下新保】

集落内の農業者6名(内、認定農業者4名)と入作者4名(法人1社、個人3名)が担っている。集落内農業者の内2名と個人入作者1名は後継者がいないことから、10年後は集落内農業者1名の後継者が主に耕作することが想定される。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	307.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	307.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の貸付等の意向が明示された場合には、地域内の担い手に農地中間管理機構を通じた貸付を行うようにしていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者は受け手・出し手に関わらず原則として機構に貸付を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
山崎以外の五十公野地区は既に基盤整備済であり、個人経営の担い手を中心とした営農が図られている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
効率的かつ安定的な農業経営を行う多様な経営体の確保・育成のため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及び各種支援制度を活用するとともに新潟県農業経営・就農支援センター、北新潟農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の共同化や作業委託について、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨六次産業化	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--